

令和4年9月21日

令和4年9月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会



## 茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和4年9月21日(水) 午後1時30分～2時00分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本	正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保	睦子	14番	中野 稔

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	九鬼	実	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第4地区	上田	昌彦
第5地区	行田	修	第6地区	谷山	正昭
第7地区	辻	清一			

5 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	梶	日出男	事務局次長	松下	伸弘
職員		西本			由香

6 茨木市石河土地改良区事務局(1人)

農林課 平岡参事

7 議事録署名委員

10番	大西	清一	11番	宮本	正裕
-----	----	----	-----	----	----

8 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用

集積計画（利用権設定）

- 議案第 2 号 茨木市石河土地改良区営土地改良事業（ほ場整備事業大岩・桑原地区）大岩換地区にかかる換地計画への同意について  
報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出（専決処理分）  
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出（専決処理分）  
報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知  
報告第 4 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認

9 会議の概要

議 長

それでは、ただ今より、令和 4 年 9 月定例会を開会いたします。  
現在の出席委員は 14 名でありますので、会議は成立いたしております。  
なお、推進委員の出席は 7 名であります。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。  
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料の通りでございますので、後程お目通しをいただきたいと思っております。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。  
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号 10 番、大西 清一委員、並びに議席番号 11 番、宮本 正裕委員をご指名申し上げます。

議 長

これより、付議案件の審議を行います。  
議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、3 件を議題といたします。  
申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。  
事務局、西本さん。

## 事務局

それでは事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件、1筆、1,028㎡について、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

権利関係は賃借権で、5年の再設定となっております。

借り手は農地中間管理機構であり、所有者から農地を借り受け、転貸することについて、事前に大阪府知事との協議が行われ同意がされております。

転借人につきましては、議案書の借り手欄に括弧書きで氏名及び住所を記載しております。

転借人の概要につきまして議案第1号参考資料をもとに説明させていただきます。

転借人は、寝屋川市在住で農業従事年数は8年、現在大阪府の準農家として登録されております。

現在の農業経営面積は、1,159㎡となっており、年間農業従事日数は200日、主にトマト、きゅうり、ナス等の野菜を栽培されています。

農業用機械といたしまして、耕うん機、草刈機、手押しコンバイン、手押し田植え機、軽トラックを所有されています。

借り手は、農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

## 議 長

矢頭委員。

## 矢頭委員

確認したいのですが、再設定という形で明記されていますが、この再設定とは、基本的に更新という形ですか。

## 議 長

その通りです。以前借りたところを5年間更新するということです。

## 矢頭委員

更新ということは、みどり公社を通じて、違う人が借りるのですか。

議 長

同じ方で、再度更新するという状況です。

借りる期間が短期間ですと、計画している農業形態ができませんので、最低でも5年以上の設定にしています。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

借入地が1, 159㎡というのは、以前の1, 028㎡も含めての面積ですか。

議 長

事務局。

事務局

今回再設定ですが、議案書の経営面積は、近隣で別に借りて農業している面積である1, 028㎡はここには含んでいません。

もともと、別の場所をみどり公社経由で、同形態で借りておられました。

矢頭委員

なぜ実績として含まないのですか。

事務局

一つの考え方ですが、今回は、農地法で審議していただくときに、どれくらいの経営面積かということで、現に耕作されている面積とこれからの面積を合算し経営面積を算出します。この利用権設定の承認後に併せて計算するという観点で見えます。

議 長

他にご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

議案第2号、茨木市石河土地改良区営土地改良事業（ほ場整備事業大岩・桑原地区）大岩換地区にかかる換地計画への同意についてを議題といたします。

なお、中西委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規定されており、議事参与の制限に該当いたしますので、審議の間、暫時退室をお願いします。

(中西委員、退室)

議 長

本件につきましては、事前に茨木市石河土地改良区事務局職員の出席を求めていますので、説明を求めます。

茨木市石河土地改良区事務局、平岡参事。

茨木市石河土地改良区事務局

お手元の資料に則りご説明申し上げます。

まず1枚目と申しまして換地設計書という資料があるかと思えます。

その前に事業の概要について説明します。

本地区につきましては、安威川ダムの建設に伴いまして発生しました残土を地区として受け入れて盛土を行った上で、その従前の農地につきましては、土地改良事業を活用することによりまして、農地の区画整理を行った事業でございます。

平成12年度に改良区を設立しまして、その後まず先行しまして桑原地区、こちらの換地が平成23年度にあったところございまして、このたび大岩地区におきましても、ほ場の造成等の工事が終わりました、それらの測量等の計画が終わりまして換地計画が樹立されたところでございます。

換地計画につきましては、去る8月20日、地区の皆さんに集まっていたきま

した権利者会議という場でもって、皆様の合意をいただいて換地計画を樹立したところでございます。

その換地計画につきまして、土地改良法に基づきまして農業委員会のご意見をいただきたいと思いますということで今回かけさせていただいております。

ではその換地計画の中身についてご説明申し上げます。

1枚目換地設計書と書いております。

こちらが換地計画の設計書になってございまして、まず換地設計基準1-1ですが換地設計時の換地の基本方針ということでして、今回資料としてつけさせていただいております。

換地設計基準というものを、地区で設定しておりましてその基準に則り、皆さんの農地を割り付け直して換地を行っているところでございます。

続きまして、2の団地計画の内容でして、もともとこの地区、関係農家数が48戸ございました。

従前の土地としまして111個の団地に分かれていたところを、この換地によって、62個の団地に集約化してございます。

集団化率としましては、77%となっております。

従前のもともと一団地の面積は平均で1,643㎡でしたところが、こちらの換地を行うことに伴いまして、2,699㎡に集団化されているところでございます。

また1枚めくっていただきまして、その中で、地区総計表という資料を添付させていただいております。

こちらが各農地、どのような形で換地されているか、全体を示した資料となっております。

まず左側の方に、従前の土地という欄がございまして、こちらの土地がもともとこの地区内にあった従前の土地、それらの情報を記載しているものでございます。

農地であったり、山林、原野などの非農用地の筆数であったり、水路、道路そういったものがどれだけあったかというのを、集計したような資料となっております。

その右側、こちらが換地または換地処分後の土地と書いていますものが、この換地後、工事ができて計画が整った後の、土地の面積等を記載しているものでございます。

一番上の1-1の一般換地と書いていますところの小計というところをご覧いただけたらと思います。もともと、農地等、非農地も含めて239筆あったものが、換地後につきましては114筆に集団化されているところでございます。

また、右上を見ていただきまして、0分のS×100の欄でございます。

こちらが減歩率となっております。もともと182,472.83㎡あったものが、換地に伴いまして167,346.72㎡になっておりまして、概ね91.7%の減歩が発生してございます。

そうしたことで清算金というのがございまして、その換地を行う中で皆様の土地



の差し引き面積の大小の誤差というものを清算するためのものがこちらであります。

皆様、合計同じ金額になるのですけれども、面積を多くもらった方からは、合計で3, 387, 327円徴収させていただきます。反対に、もらう面積が少なくなる方はまたは同額の金額を受け取っていただくような形で精算を行う予定となっております。

また1枚目の資料へ戻っていただきまして、その換地処分等の時期につきましては、こちらの換地に伴う工事につきましては、令和4年3月、この春で完了しております。

この農業委員会の意見をいただいた後に、大阪府へ換地計画の認可申請等を行っていきまして、予定としましては令和5年3月に換地処分を行うとなっております。

また、参考に、資料として付けさせていただきますが、2枚目を付けさせていただきます。

上段換地図と書いています図面についてです。

こちらが工事後、今回換地を行った後にできる土地の図面となっております。

基本的に、道路、水路が整備されまして、整形な農地ができております。

めくっていただきまして、タイトルとして現計図と書いているものがございまして、こちらが従前の土地の形となっております。

以上が本地区の換地計画となっております。

この換地計画につきましては、農用地の改良及び集団化を図り、農業の生産性の向上並びに農業の改善に資することを目的としておりまして、そういった計画になっていると考えております。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

議 長

西ノ坊委員。

西ノ坊委員

1点確認したいのですが、大岩営農組合が中間管理権の利用権を設定して、正式に換地処分が終わると、個人の持ち分があると思うのですが、中間管理機構の手続としては、もう一度このきれいな数字でやるということでもいいのですか。

従前の仮換地のまま行うという理屈ですか。

議 長

茨木市石河土地改良区事務局。

茨木市石河土地改良区事務局

担当が違うのですが、聞いている話では、この時点については、契約の段階で換地後、契約のまき直しを行うという条項付きで契約をしていると聞いております。

従ってこの換地処分後、改めて正式な面積でもって新たな契約を巻き直しになると聞いております。

議 長

西ノ坊委員。

西ノ坊委員

それは、もう一度ここで審議をやり直すということですか。

議 長

審議はせずに、前の時に、新たな従前地で移行させようということで契約していますので、農業委員会に再度あがっては来ないと思います。

10年先にまた更新するときは新たに審議をお願いすることになると思います。

今回は中間管理機構に貸すときに従前地番なので、換地後は中間管理機構に契約のまき直しを行うということです。

議 長

一番大きい区画面積はどのくらいですか。

茨木市石河土地改良区事務局

区画面積はお手元の資料ではわかりにくいのですが、一番大きいところは合計で5,054㎡です。

議 長

この大岩地区につきましては、20年近く耕作されていませんので、営農組合を作られて現在耕作されているという状況です。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

水路敷を変更されていますが、ため池など、元々のものを整備していますか。

議 長

茨木市石河土地改良区事務局。

茨木市石河土地改良区事務局

地区内の元のため池は廃止し、整備しなおしています。

矢頭委員

現況の地図では、ため池が出てきてはいないのですか。

議 長

茨木市石河土地改良区事務局。

茨木市石河土地改良区事務局

現況の土地の中で、ため池は赤色表記となっております。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

ほ場整備でまた田は作るということですね。

基本的に山はため池から水を引いているが、その辺の水の運びは確保していますか。

茨木市石河土地改良区事務局

水の利用形態については特殊な地域でして、新たなため池は別途整備しています。

そのため池は、ほ場整備の換地の区域外に作るよう整備しています。

基本的な水源は大岩川から取水する予定です。

議 長

ため池については、大岩の公民館の手前に整備されていますが、区域外ですので資料には出てきていません。

議 長

他にご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

(中西委員、自席に戻る。)

議 長

次に報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、3件。

以下、報告第4号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認、1件でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件はすべて議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、都市農政対策委員会でございますが、9月28日、水曜日、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。

次に、来月の定例会でございますが、10月24日、月曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして令和4年9月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年9月21日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名済み

---

署 名 委 員

署名済み

---

署 名 委 員

署名済み

---